

行政文書一部公開決定通知書

30 総総第 114 号
平成 31 年 2 月 1 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成31年1月22日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	幹部会における議事の概要	
行政文書の公開の日時及び場所	日時	平成 31 / 年 2 月 / 日 午前 時 午後 時
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	平成30年4月2日、平成30年12月28日及び平成31年1月4日に開催された幹部会においては、請求に係る行政文書について作成しておらず、存在しないため。 平成30年5月1日は幹部会が開催されていないため、請求に係る行政文書については作成しておらず、存在しないため。	
備考	<決定を行った所管課・公所> 総務局総務課 TEL 052-972-2102	

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。